

令和3年1月5日

各報道機関 御中

国立大学法人山梨大学

山梨大学医学部における令和2年度 Student Doctor (SD) 認証式のご案内

本学医学部では、臨床実習が始まる医学科4年次生に対し、医師になるための重要なステップと位置づけた Student Doctor (SD) ※認証式を挙げていたします。

認証式では、SD 認定証と臨床実習で用いる SD 用白衣(大学名・個人名入り)を各学生に贈呈し、学生代表が SD としての決意表明である「誓いの言葉」を述べます。

つきましては、当日取材をしていただきたく、下記の通りご案内いたします。

記

【日 時】令和3年1月6日(水)9時00分～

【場 所】医学部キャンパス臨床講義棟大講義室(中央市下河東 1110)

※Student Doctor (学生医) とは

医師免許を持たない医学部学生が、臨床実習において医療行為を行うことを社会が許容するためには、臨床実習を開始する前の医学部学生における教育の質を保証することが必要である(医師法第17条の阻却条件)、との考え方が生まれ、平成17年から、全国の医学部4年次生を対象として、社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構(CATO)が臨床実習開始前の『共用試験』を実施しています。

共用試験は、医学知識の総合的理解力を問う客観試験である CBT (Computer Based Testing) と診療に参加する学生に必要な基本的診療技能・態度を問う臨床能力試験である OSCE (Objective Structured Clinical Examination) に分けられます。

全国の医学部・歯学部学生が共用試験を受験していますが、平成25年度から、共用試験の合格基準が統一化され、試験に合格した学生に対し、Student Doctor 認定証が交付されることとなりました。

<問合せ先>

山梨大学医学域総務課

担当 帯刀・清水

TEL:055-273-6724 FAX:055-273-7108